

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 8 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 2 3 年函館市条例第 7 5
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

附 則

この条例は，令和 8 年 5 月 1 日から施行する。